

令和3年度第3回

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2021年12月27日（月）午後1時30分開会
場 所：道庁別館 9階 第2研修室

1. 開 会

○事務局（阿部課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会いたします。

本日は、年末のお忙しい中、また足元の悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

気候変動対策課長の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、所属委員と専門委員11名中10名の出席で、武野委員が急遽欠席となっております。あとの皆様は出席いただけるというご報告をいただいておりますので、規則に定めます定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

それではまず、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第を見ていただきまして、下段に配付資料ということで四角囲みになっております。

まず、一つ目の議題に関して、資料1-1から1-5、二つ目の議題に関しまして資料2、参考資料1は一つ目の議題のほうで使う予定となっております。

配付漏れなどございましたら、事務局までお申しつけください。

続いて、オンライン開催の留意事項でございますが、回線容量を圧迫しないでスムーズな会議進行とするため、ご発言されない間はマイク、ビデオをオフとしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご発言の際には、手を挙げるボタンを押していただきますが、発言の申出をしていただきまして、部会長の発言許可を得た後に発言をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日も本部会所属以外の委員によるオンライン傍聴も実施していますことを報告させていただきます。

それから、本日ご議論をいただく予定でございました資料1-3、地域脱炭素化促進区域の設定に当たっての配慮すべき基準につきましては、事前に会長と部会長にご相談の上、本部会員のほか、環境審議会の全委員にも意見照会をさせていただきましたところ、基準策定に必要となる環境省令の案も示されない状況で議論を行うのは非効率であり、年度内を目途とした審議スケジュールの見直しが必要、また、できるだけ多くの分野からの意見を踏まえた審議をすべきといったご意見をいただいております。

このため、事務局でご意見に対する検討をさせていただきました。現状を確認しておりますが、国が示していました省令制定のスケジュールとともに、促進区域に当たっての実際の手続を示したマニュアルの策定が当初の予定よりも遅れております。現時点では検討中の事項も多いため、今の段階で入手可能な情報では十分な議論が難しいと私どもで判断させていただきまして、地球温暖化対策推進計画の見直しの審議とは切り離させていただきます。省令が示された後、改めて多様な意見を反映する形でご議論をいただくのが望ましいといった考えとなりましたことをご報告させていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、藤井部会長にお願いいたします。どう

ぞよろしくお願いいいたします。

2. 議 事

○藤井部会長 こんにちは。部会長の藤井でございます。

今日は、委員の皆様からご意見をいただく局面が結構多いと存じますので、部会長の拙い挨拶は割愛させていただいて、早速議事に入りたいと思います。

まず、今、まさに事務局からご説明がありました促進区域の設計基準に関してですが、現状では、先ほどご説明がありましたように、環境省令も示されていない中で意見集約をしてしまったということで、この点に関しては部会長も非常に法律に不明でありまして、大変申し訳ありませんでした。私もうっかり意見を書いたりしてしまいました。

これに関しては、今までなかなかなかったような手続でありまして、今後、事務局のほうでもこういうことがないように改めて確認していただくとともに、部会長としても大変申し訳なかったとおわび申し上げます。

そして、事務局からは、今のご説明にありましたように、国からの温対法の省令が示されてから議論するという一方で、温暖化対策推進計画の見直しの審議とは切り離して議論するという対応案を示していただきましたが、この件について、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 この件は、間違いなく部会マターであります。結局は親会マターでもありまして、今回、部会から親会に上げて差戻しがあったのではないかと推測します。したがって、今回のことは十分反省し、今後このようなことがないように留意したいと思います。そして、省令がいつまとまるかということではありますが、まとまったらまた議論は再開しますので、その節はどうぞよろしくお願いいいたします。

今の件については、承認をいただいたということで、よろしくお願いします。

事務局においては、その手続を進めていただくようお願いいたします。

それでは、改めまして本日の議題に入ります。

（1）北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてです。

それでは、事務局から、これに関してのご説明をお願いいたします。

○事務局（市川課長補佐） 気候変動対策課の市川でございます。

私から、まず、資料1-1の計画の見直しにおける審議スケジュールの変更についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、これまでご説明をさせていただいておりました審議のスケジュールですが、今日、12月下旬に温対部会を開催させていただきまして、年明けまして1月にもう一度、温対部会を開いていただき、議論をしていただいて答申をとという形でお願いしていたところですが、審議時間をもっとしっかり確保すべきというご意見をいただきましたので、（2）変更後ということで、新しくスケジュールを検討させていただきました。

同じく、本日、12月下旬に温対部会の2回目の審議をさせていただきまして、年明けの1月の下旬頃の温対部会の3回目の審議、そしてまた、翌月2月の月上旬頃にもう一度部会を開かせていただきまして、部会案を取りまとめていただき、答申をいただきたいと思っております。

参考までに、下段のほうには、関連計画になる省エネ・新エネ促進行動計画の審議スケジュールや、吸収源の計画に関する審議スケジュールもご参考として載せさせていただいております。このスケジュールの中で計画の見直を取りまとめたいただけたらと思っております。

具体的な変更の内容ですが、先ほども阿部からお話をさせていただきましたが、促進区域の基準設定に関しまして、12月上旬頃に審議会委員の皆様へ事前に照会をさせていただいております。そして、部会の審議予定を3回から4回とさせていただきました。そして、最終的な答申の時期を1月の末頃から2月の中旬頃に変更させていただきたいということになります。

次のページをご覧ください。

次のページに、ご審議いただきたい審議内容を示させていただいております。本日12月27日の第2回部会では、削減量の試算等についてということで、非エネルギー起源のCO₂やフロンガスに関する削減量の試算を行いましたので、それに関してご意見等をいただければと思っております。また、関連計画である省エネ・新エネ促進行動計画の検討状況について併せてご報告をさせていただければと思います。その他、地球温暖化対策推進法の改正を踏まえた対応について、また、2050年までの推進の目安や各分野における将来の姿の分かりやすい示し方についてご議論をいただければと思っております。

そして、次回以降、1月下旬頃の第3回目の審議では、温室効果ガス削減の目標等についてということで、エネルギー起源CO₂に関する削減量や森林吸収量について、温室効果ガス削減目標等についてご審議いただければと思います。以下、温対法の改正を踏まえた対応についても引き続きご審議をいただきまして、さらに、改正に向けてつくります温暖化対策の推進計画の部会素案のたたき台もお示しさせていただく予定となっております。

そして、2月上旬頃を予定している第4回目の審議で部会案として取りまとめをしていただければと考えております。

私のからは以上です。

○藤井部会長 ありがとうございます。

前回の部会でいろいろご意見を頂戴した結果を踏まえての事務局からのご説明でしたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

○小林（良）委員 細かい話ですが、今のご説明でいくと、今回の部会は第2回となっておりますけれども、次第とか招集の通知を見ると第3回となっているのですが、これはどちらが正しいのでしょうか。

○事務局（市川課長補佐） 記載が紛らわしい部分がありましたが、本日は今年度第3回

目の温暖化対策部会の開催となります。

そして、スケジュールの資料1-1に示させていただいておりますのが、計画の見直しに関する審議を行った回数を指してございますので、今回は第3回目ですが、前は計画に関する審議は議題として挙げさせていただいておりませんので、今回は第2回部会といった形で表現させていただいております。

分かりにくい形で記載してしまいまして、申し訳ありません。

○藤井部会長 続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員 スケジュールは分かって、変更も分かったのですが、1月下旬に開催する部会のときに、今、ペンディングした地域脱炭素促進区域設定の基準を議論することになりますね。それで間違いないですか。

○事務局（市川課長補佐） このスケジュールの2ページ目では、第2回部会で地域脱炭素促進区域設定の基準についてと記載させていただいたのですが……

○中村委員 それは今日やらないということで、第3回のところに書いてありますね。

○事務局（市川課長補佐） 今回、委員の皆様は、脱炭素区域設定の基準については切り離して審議することでよろしいですかというご確認をいただけていなかったものですから、予定としては入れてしまっております。

ただ、今回、切り分けて審議をしていくことでご了解をいただけたと思っておりますので、すみませんが、第3回の部会では地域脱炭素促進区域設定の基準については審議の対象から一度外させていただきたいと思っております。

○中村委員 そのときに、国側の指針がどうなっているか私も想像できないのですが、ひょっとするとパブコメにかかるとか、おおむね概略が見えている段階だとするならば、既に委員の皆さんからは前のスケジュールにのっかって意見が出されていると思うのです。ということで、遅れるのは決していいことではないので、議論を始めたほうがいいのではないかという感じがしています。

つまり、部会長がおっしゃったように、今回、ボタンの掛け違いというか、国が出る前に走ったのは確かに問題があるのですが、既に課題が見えてきた段階で議論をし始めないと、そう簡単にこの基準ができるとは思えないのです。

ということで、ぜひとも親会のメンバーにも関心のある委員がたくさんおられますので、これは私からの提案ですが、本体部会と親会の合同開催で、早目に基準が分かった段階でそれを議論し始めていただきたいと思います。

○事務局（阿部課長） 今、中村委員からありましたことにつきましては、審議会ということになりますと環境政策課のほうとも関わるものですから、今、打合せをさせていただいているところですので、それも踏まえて新しい審議体制で可能な限り進められるところについては進めていきたいと考えております。

○中村委員 いろいろな規約があるので、簡単に合同と言われてもお困りになるのは想像できるのですが、実を取りたいというか、結果的に様々な再エネの開発も含めた申

請も上がってくると思うのです。後手に回ると北海道の環境が保全できなくなる可能性もありますので、何とか実を取れるように対応をお願いしたいというのが私の意見です。よろしく願いいたします。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○中津川委員 資料1-1のスケジュールですが、パブコメの期間が変更前だと2か月ぐらいで、今回は1か月ちょっとということになったのですけれども、これはよろしいのでしょうか。

審議が非常に盛りだくさんで、いろいろ外的な要因もあって延びるというのは分かるのですけれども、パブコメが調整弁みたいな感じで使われるというふうに見えるので、この期間でそういう意見を十分に吸い上げることが可能なかどうか、そこを確認したいと思いました。

○事務局（市川課長補佐） パブリックコメントについては、道でパブリックコメントの開催の要領を持っておりますので、それにのっとった形で適切にやってまいりたいと思っています。

パブリックコメントを延ばしたり縮めたりといったことで何かしらの調整ということは特に考えておりません。適切にやってまいりたいと考えております。

○藤井部会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 すみません。一つ飛ばしていたことを思い出しました。

先ほどの促進区域の件は、今回の部会の議論と切り離すことをご承認いただいたということを、来月下旬に開催予定の環境審議会の親会で報告を行い、親会の委員にもその件を承認いただくということをお伝えしそびれていました。議事に直接影響はないのですが、そういうことになります。

一方で、環境省からいつ省令が来るのか分からないというのは非常に悩ましいのですが、中村委員からご要望のありましたように、議論をしておくというのはよいことだと思いますので、そこは、先ほど課長からもご説明ありましたように、事務局のほうで進めていただきたく存じます。

問題は、昨年もそうでしたが、日程が結構タイトだということです。3回目と4回目の間が余らないということは、委員に負担が来るような気がします。したがって、事務局には努めて早く情報は出していただくということです。

それから、去年もそうでしたけれども、委員はエビデンスのないことを了承できません。これは大変難しいスケジュールですので、そこは事務局も重々ご承知だと思いますけれども、改めて部会長からも申し上げます。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 また後で何かありましたらご発言いただければと思います。

それでは、引き続き事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（永井係長） 気候変動対策課の永井です。

私から、資料1-2についてご説明をいたします。

資料1-2をご覧ください。

先ほどのスケジュールの説明でも一部触れましたが、関連計画と整合を図ることとしているエネルギー起源CO₂と森林吸収量の目標値につきましては、現在、関連計画の有識者会議等で議論中でありますため、本日、ここで目標値をお示しすることができません。

本日は、エネルギー起源CO₂と森林吸収源以外の部分につきましてご説明をいたします。

非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、フロン、農地土壌、都市緑化の吸収源になります。

算定方法につきましては、昨年度、当部会でご審議いただき、3月に策定しました現計画と同様の算定方法で、国の新計画に示された施策ごとの削減量を代表的な統計値を用いて案分を行い、道内シェア分を算出しております。

算出方法の詳細につきましては、別紙1にまとめております。少し字が小さくて見づらいますが、具体的には、例えば、非エネルギー起源CO₂の混合セメントの利用拡大という対策につきましては、混合セメントの全国と北海道の販売高により道内の割合を算出し、国の削減見込量に割合を乗じて道の削減見込量を算出しています。

これは、現計画の算定方法と同様の算定方法で、これ以外のものについても、基本的に昨年度と同様の統計値を用いて同様の算定方法で算定を行うこととしています。

国計画の削減目標の引上げに伴い、道の目標も引上げとなっております。国が全国一律に対策や取組を継続強化することにより、同様に道もその取組を強化していくという考え方となっております。

前置きが長くなりましたが、1枚戻っていただいて、昨年と同様の方法で算定を行った結果については、真ん中の表のとおりです。国の対策強化に連動して、道の削減量も増加しております。

右から3番目の列の増減という部分が現計画からの増加分となります。約19、7、28、25、13というものです。

右側の2列は、国と道の目標値の削減率の比較を参考に掲載しております。国の目標値を案分しているため、当然といえば当然ですけれども、大幅な乖離は生じておりません。

国の削減率を下回っている区分につきましては、今後、道独自の施策などでさらなる削減に向けた上積みの可能性についても検討を行っていくこととしているところです。

2枚めくっていただきまして、3ページ目、別紙2に削減に向けた対策強化について記載をしております。

国の全国一律の対策施策の強化を踏まえ、道としても、既存の取組の強化や、普及啓発の促進などの強化を行っていくという内容でございます。

続きまして、参考資料1をご覧ください。

こちらは、12月2日に開催されました省エネ・新エネ行動促進計画有識者検討会議の資料となり、会議での検討状況についてご報告いたします。

1ページ目に、現在の道のエネ計画の省エネ目標設定の考え方について記載がございます。

産業・業務部門につきましては、省エネ法に基づく削減努力目標である原単位での年率1%削減を行っていくこととしており、家庭部門、運輸部門については、それぞれ年率1.5%、2%の削減を行うこととしております。

エネ計画の削減率を基準年2013年の各部門ごとの排出量に乗じてCO₂換算を行い、温対計画の削減目標としており、今回の見直しにおいても、昨年同様に算定を行うこととしているところです。

次の2ページ目で、国のエネルギー基本計画と道のエネルギー行動促進計画の目標値の比較を行っています。単位が異なるために単純な比較は難しいのですが、左側が現エネ計画の削減エネルギー量で、真ん中が国のエネルギー基本計画の削減量に占める道内の割合を示しております。上段と下段に数字が入っているのですが、上段がエネルギー消費量に占める道内の割合で案分した道内分の削減量、下段が活動量で案分した道内の削減量となっております。これを現エネ計画の削減目標と比較し、国の削減目標を下回っている部門について、国と同程度の削減率とした場合の原単位削減率を試算したものが右側の表になります。

これによりますと、産業部門はいずれの案分でも国の水準を下回っているため据置きとし、それ以外の業務、家庭・運輸部門での引上げについて検討を行っているところでございます。

そして、次のページには、国の目標引上げに係る対策の強化について記載されております。

省エネ設備機器の導入やZEB、ZEHなどの建築物の省エネ化、次世代自動車の普及などが挙げられているところです。

エネ計画では新エネの導入についての検討となります。

1枚目には、再エネの足元の導入実績と現在の計画の目標値が記載されております。

昨年度の計画策定の際には、系統整備などの適切な環境整備が図られた場合に達成できる最も高い水準を設定したとされております。

この資料の2ページ目です。

国のエネルギー基本計画と道のエネ計画の比較となりますが、左から、道内の新エネ設備の2019年度導入実績とエネ計画の2030年度目標、その右側は、実績に対する目標値の増加率で、その右側の国のエネルギー基本計画の増加率との比較を行っており、その結果、風力、水力、地熱、バイオマスについては、国の削減率を道の目標は上回っていることから据置きとし、国計画の増加率を下回っている太陽光については、国が追加的に

様々な施策を強化することとしていることを踏まえ、引上げの方向での検討を促しているところでは。

そして、その次のページが国計画で示されている施策の評価をまとめたもので、新規認定の稼働分や野心的水準の施策について引上げの余地を示唆しているものです。

この資料の4ページになりますが、こちらは新エネの国で示されている施策の評価をまとめたもので、国の目標引上げに係る対策の強化について記載されておりまして、新築の建築物がZEB、ZEH水準の省エネ性能を確保した上、その6割に太陽光発電設備の導入を目指すことや、民間企業への自家消費型太陽光発電設備の導入などが挙げられております。

最後のページは、新エネ熱利用量の実績等の記載がされています。こちらは国の目標が示されていないことから、現状の目標のまま取組を進めていくこととしているところでは。

なお、1月下旬に次回の有識者検討会議が開催される予定であり、省エネや新エネ導入の目標値についても、この場で決定することとされております。

こちらの目標や対策等を踏まえまして、次回の部会において、エネルギー起源CO₂についてもご議論いただきたいと考えているところです。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○藤井部会長 ご説明をありがとうございました。

それでは、今のご説明について、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。

○小林(良)委員 北海道のCO₂削減を達成するためのいろいろな新エネの導入目標と捉えているのですが、参考資料の2ページで、太陽光のところは国の目標を下回っているということで、ここの部分の引上げを検討し、風力以下については据置きというご説明かと思えます。

この計画の趣旨からいってそうかもしれませんが、ちょっと考えたほうが良いと思っていたのは、一つは、北海道の再エネの賦存量は全国一で、北海道のCO₂削減目標が達成されたということは、それはそれで非常に重要ではありますが、北海道での再エネを道外へ例えば売電することによって国のカーボンニュートラルにより貢献していくという観点からいくと、太陽光だけのみ引き上げることではなくて、全般的にこれ以上の導入目標を設定していくという考え方は相入れないのでしょうか。

○事務局(永井係長) エネルギーの有識者会議においても同様のご意見が出ておりまして、エネルギーの施策においてもエネルギー基地北海道という施策もうたっておりますので、そういったことも含めてご検討いただけたらと考えているところです。

○小林(良)委員 ぜひそういう方向でお願いしていきたくと思います。よろしく願いいたします。

○藤井部会長 今のことは、何か経緯はあるのですか。太陽光以外据置きとか、太陽光はこうだとか。

○事務局(永井係長) 国と比較して、もともと既に目いっぱい前回の計画策定時に見込

んでいるところでして、一部、風力については見込み過ぎではないかという声も出ているのですけれども、その中で国が施策を強化していくので、この部分は上積みが可能ではないかといった検討がなされているやに聞いております。

○藤井部会長 私から続けて質問ですが、参考資料1の2ページ目、5の上の二つです。

省エネ目標値の方向性について、①の図が四つございますが、その上の二つは、過去10年間の削減率のほうが向こう10年の削減率よりも高いのです。つまり、目標が現状を下回っていると捉えられると思うのです。

今日は、この図を見て、そうですかでいいかどうか分からないけれども、1月の次の部会で、今日は議論しない二酸化炭素本丸の議論をするわけです。そうすると、多分、物すごく削減のイメージを持たなければいけなくなるので、減らせるところはどんどん減らすことを考えたほうがいいのではないかと思います。

まさに今の小林（良）委員のご指摘と同じなのですが、もし無理が生じないような削減があれば、それはかなりやれるところではないかと思います。ですから、国の基準を踏襲するだけではなくて、踏み込めるところはより踏み込んだほうがいいのではないかというか、多分、1か月後にそういう感覚になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（市川課長補佐） 今、お話にありました参考資料1の資料5という番号が振られている1ページ目の資料につきましては、現行の計画をつくったときにこういう考え方で目標値を設定していますという資料になっております。

部会長からご指摘がありましたとおり、目標として高く持っていけるものについては上げていこうという方向で、今、省エネ・新エネの計画の中でも有識者の方々と議論が行われている状況であると理解しております。

○藤井部会長 有識者のほうの結果はいつまでに出てくるのですか。

○事務局（市川課長補佐） 有識者検討会議の次回が年明け1月の中下旬とお聞きしておりますので、今、それに向けて検討しているという状況でございます。

○藤井部会長 では、第3回目の部会の審議には間に合わないと考えたほうがいいですか。

○事務局（市川課長補佐） 私どもの部会のほうですか。

第3回の審議のときには検討状況をお示しできると考えております。

○藤井部会長 本当にできるのですか。

○事務局（市川課長補佐） 大丈夫です。

○藤井部会長 その有識者会議はまだ日程が決まっていないでしょう。

○事務局（市川課長補佐） そこは、きちんとお示しをできるような形でお互いに日程を調整することになっております。

○藤井部会長 何しろ、第3回と第4回の部会の間が短いということを強いられて、さらに3回目のその辺のものがわっと来られても、委員の皆さんは忙しいですから、その辺もぜひご配慮ください。

○事務局（市川課長補佐） 承知いたしました。

○藤井部会長 ほかに何かございますか。

○中津川委員 本日の審議では、資料1-2の非エネルギー起源CO₂の削減量の試算というものがメインの一つだと思うのですが、聞いていてよく分からなかったのは、例えば、1ページの非エネルギー起源CO₂を現計画では21万t-CO₂から、さらに上積みして40万t-CO₂まで減らすということで、そのためにどうするかという話について、3ページの左側の欄に道の現計画とあって、右側がそれに対して今回いろいろ上積みしたらどういふことをやる必要があるのかということを書く欄だと思うのですが、国の対策、道の方向性としか書いてなくて、具体的にどうするかという話は今日は出てこないのですか。

道の現計画のほうも、去年かなり苦労していろいろ考えられたと思うのですが、それに対するようなものは今日出てこなくていいのでしょうかということです。

○事務局（永井係長） 昨年お示したように、こういった取組でこのぐらいの削減が見込まれるので、これが達成できますというような積上げというのは、今回ご用意しておりませんので、国が全国一律で施策を強化していくのを踏まえて、道としても、それに乗っかると思いますか、呼応して取組を強化していくというような書きぶりになっております。

○中津川委員 国の対策の考え方は分かるのですが、北海道としてはどうするかということはこちらで表明しなくてもいいのですか。

これは、次回にまた具体的なものが出てくるということですか。それとも、今日こういうものを出して審議するということなのか、分からなかったのです。

○事務局（永井係長） 次回の部会で計画のたたき台をお示しさせていただくこととしておりまして、その中にこういったことも盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中津川委員 分かりました。

○藤井部会長 つまり、国の今やっている以上のものが、具体的に道独自のものが次に出てくるということですね。

○事務局（永井係長） はい、よろしく願いいたします。

○藤井部会長 委員のほうも心構えが必要ですので、次回、そういうことで出てくるということですか。

○中津川委員 分かりました。

ただ、くぎを刺すわけではないのですが、去年は、原単位とかを積み上げて、こういうことをやればこのぐらい減らせるというものが数値的な根拠をもって出されたような気がしたので、それが次回出てくるように期待したいと思います。それで間違いなければ結構です。

○藤井部会長 それは数字が出てくるということです。出てこないと議論のしようがありませんから、それは委員としても承認はできないということです。

ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、この件については、引き続きよろしく申し上げます。来年の本丸の二酸化炭素が待っていますので、よろしくお願いします。

次は、引き続き事務局からご説明をお願いするところですが、資料1－3は先ほどの理由で本日審議しませんので、ご説明は不要です。したがって、その次のところから事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（永井係長） それでは、資料1－4についてご説明いたします。

1番としまして、法改正に伴う温対計画への施策の実施に関する目標値の記載についてということですが、温対法では、従前より、枠内に記載の1から4番の区分、再エネの利用促進、省エネ性能の高い機器や設備の導入といった事業者や市民の省エネ活動の促進、道路、交通、物流対策、公共交通機関の利用促進、都市緑化といった地域環境の整備、廃棄物処分量の削減やリサイクルの促進といった循環型社会の形成、これらに係る施策について計画に記載することとされており、現計画にも記載がされていたところですが、

今般の法改正により、これらの施策実施に関する目標数値についても計画に定めることとされました。

既に、1から3の区分につきましては現計画に指標として記載されているところですが、不足する4、循環型社会の形成に関する数値目標の追記と併せまして、内容の整理を行うこととしているところです。

2番目として、国の考え方としましては、定量的な目標の設定でありますとか、ほかの施策分野の計画に位置づけられている目標の引用などの柔軟な対応、再エネ導入目標は、地域の再エネポテンシャルを最大限活用する観点から、再エネ種別ごとに設定することなどが示されています。

これらを踏まえまして、次のページになりますが、3番として、道の対応の考え方を整理しております。

①番としまして、一般的に取得可能で継続的な統計値を用いて、②番として、公共交通機関や循環型社会に関する取組などは、それらの計画の目標を引用、③番として、道民に身近で行動変容を促すような分かりやすい指標や補足データの提示、④番として、他計画からの目標の引用など目標年度が異なる場合がありますが、可能な限り2030年度及び2025年度の数値記載を検討ということですが、

これは、次の議題とも関連する道民事業者への分かりやすい示し方の一環として、指標等の記載の充実とともに、中間年の進捗状況を確認する目安を示すこととしているものです。

続きまして、⑤番として、国マニュアル素案に例示の指標の検討のほか、施策の進捗管理の指標でございますことから、⑥番として、点検評価で採用している関連指標や補完データの使用、同様に、⑦番として、環境基本計画の指標、補足データを引用することとしているところです。

指標及び補足データの考え方につきましては、こちらの四角に記載のとおりでございます。

計画への記載箇所につきましては、⑧に記載のとおりでございます。

これらの考え方で整理した指標、補足データについては、次のページ以降、別紙に記載がございます。

①番の再エネ導入目標については、現計画と同様に整合を図っている省エネ・新エネ促進行動計画の再エネ導入目標を記載予定、補足データとして、住宅用太陽光発電の普及状況などの記載を検討しております。

②番の事業者や住民の省エネ活動推進につきましては、部門ごとの省エネ目標や省エネ基準を満たす住宅ストック割合などを継続して記載するとともに、次世代自動車の保有台数など記載予定でございます。

③番につきましては、地域公共交通計画策定市町村数や森林吸収量、広域公園面積など、補足データとして公共交通の利用者数などについて記載を予定しています。

④番の循環型社会の形成につきましては、循環利用率や最終処分量などの目標を新たに記載する予定としております。

本日いただいたご意見なども踏まえまして記載項目を整理しまして、計画案に盛り込み、次回の部会にたたき台としてお示しする予定としていただいております。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○藤井部会長 ありがとうございます。

ご質問等ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、引き続きご説明をお願いいたします。

○事務局(永井係長) 資料1-5をご覧ください。

こちらは、2050年までの推進の目安などの分かりやすい示し方についてということでございます。

こちらは、第1回の部会でもご意見を伺っていたものになりますが、2050年ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組が長期間でかつ社会全般にわたるものであり、実現後の姿やそこに至るまでの道筋を道民、事業者、行政などで広く共有していく必要があると考えております。そのため、計画に盛り込んでいくことを考えているところです。

次のページに2050年に至るまでの推進イメージを記載してございます。検討用のイメージであるため、具体的な取組については現時点では記載してございませんが、それぞれの時点で実現するであろう事柄を記載し、どのような社会になっているかのイメージを共有したいと考えているところです。

より分かりやすい示し方、見せ方や記載すべき事項などについてのご意見のほか、国の長期戦略などから事柄を拾っていくと、どうしてもテクノロジー、技術開発に偏った記載

となってしまうため、2040年や2050年に道民がどんな暮らしをしているのか、ライフスタイルや行動変容についても記載をしていきたいと考えているところです。そのような観点からもご意見いただきますようお願いいたします。

次のページは各部門ごとの推進イメージになりますが、先ほどの推進の目安を部門ごとに細分化し、もう少し詳しく記載することとしているものです。

例として運輸部門を抜粋していますが、こちらも記載内容は調整中のため、ほとんど記載してございません。

EVやインフラの拡大は、2040年頃まで導入拡大が継続し、それ以降は、社会実装といいますか、広く一般に普及していくようなイメージとして記載してございます。

例えば、例示しています燃料転換など、もう少し細かく区分できるようなものにつきましては、開発段階、実証段階、導入拡大段階、自立運用段階の4段階に区分して記載することを想定しております。

記載自体は省略してございますが、製造技術の開発、大規模製造の実証、導入拡大、低コスト化、最終的にはガソリン価格以下のコスト実現というような具体的な段階を記載していく予定としております。事業者や道民が、例えば自動運転は何年頃には実現して社会実装されているなどといった将来の姿をイメージできればと考えているところでございます。

次のページには、行動変容を促す効果的な訴求方法とありますが、事業者向けのアンケートなどからも、自らがどれだけCO₂を排出しているのかが分からない、何をすればどれだけ削減するのかが分からないなどといった回答が多く寄せられており、身近な指標や目標達成のために必要な取組について示していくことにより、道民や事業者が、例えば省エネ家電への買換えや設備の更新といった具体的な行動の動機づけといった行動変容を促していく一助になればと考えているものです。

例示しているものは家庭部門のものになりますが、事業者向けのものも作成し、計画にコラムとして複数掲載していくことを予定しております。

ここに例示しているものは福岡県の計画に記載のもので、排出係数による減少が見込まれておりますが、道の場合には排出係数による減少を見込んでおりませんので、この部分の記載は異なる形となることを申し添えます。

こちらも、本日いただいたご意見などを踏まえ、記載内容を整理の上、計画案に盛り込み、次回の部会にたたき台としてお示しすることとしております。

本日お示しした3パターンの見せ方へのご意見のほか、これ以外にも分かりやすい示し方などございましたらご意見をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等はございますか。

○小林（良）委員 今、道民、事業者への行動変容の動機づけというご説明があったのですが、最大の動機づけというのは、現状を放置したり、温暖化対策を達成していかないと、

どんなような状況になるのか、どんな影響があるのかということをも明確かつ具体的に示すことではないかと思うのです。

それから、今ご説明いただいた今後の推進策を講じていくという流れになっていくのではないかと思いますので、前段のところ、このままいくとひどいことになりそうですよ、とんでもない北海道になりますよということをきちんと示すほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（永井係長） ご意見をありがとうございます。

他県の例でも、このままで行くところになります、こういう取組をすればこうなりますみたいな示し方をしているようなものがございましたので、参考にして検討したいと思います。

○小林（良）委員 よろしくお願ひします。

○藤井部会長 本道の地球温暖化対策計画のイントロのところ、あるいは、最近、緩和策がはやっているので、適応策が今までよりもないがしろにされている感じがするけれども、そんなことはなくて、適応策も大事です。適応計画を立てるときも、センターを立ち上げるときにも、そういうものを道で結構まとめておられたと思うので、その辺を使うとよろしいのではないかと思います。今のご意見に対して、ぜひご検討いただければと思います。

ほかにございますか。

○中津川委員 去年も同じような資料を作られたと思うのですがけれども、今、手元に分厚いものがある、その中に白黒のコピーで、2050年のゼロカーボン北海道のイメージということでいろいろな絵を示して、それに付随していろいろな施策が挙げられているというのが去年あったのですがけれども、今回のものと何が違うのですか。

一旦、去年で確定して公表しているわけですね。さらに43%削減に向けてどういう部分が追加されたというか、そういうことは分かるのですか。

○事務局（永井係長） 昨年お示した2050年の目指す姿、イメージについては変更はないのですが、それ1枚だと分かりづらいという声も聞かれましたので、より細分化した形でお示しして、より分かりやすい形でイメージを共有していきたいと考えているため、今回、追加的にこういうものを整理していかうと考えているものです。

○中津川委員 これは明らかに目標が変わったわけですから、例えば、増やした分はこういうことをやらなければ駄目だというものがないと、去年との違いがよく分かりません。そこが何かというのは分かるのかということです。それとも、去年の話はなかったこととして、ゼロから考え直してこういうものを作りますということなのか、その辺の位置づけはどうなっているのでしょうか。

○事務局（市川課長補佐） あくまでも、現計画に載せているものは現計画ということになるのですがけれども、それをなくするというよりも、2030年の目標に対してどのように取り組んでいったらいいのかを示したいと考えています。

ですから、現計画から言うと、また計画を見直して目標値がどうなるかという話もある

のですけれども、今の計画からどうなるかというよりも、2030年に向かってどのように進んでいくのかというのを広く皆様方と共有していけるようなものを分かりやすく示したいということでございます。

○中津川委員 では、やることは変わらないのですね。やることは変わらないのに、目標が達成できるかどうかというのはあまり理解できないのです。例えば、通常だったら、こういうことを追加するからハードルが上がった分はクリアできるというふうになるし、去年との関係性というか、何が強化されたのか、何が変わったのか。去年の話は何もなかったことにして新たに作るというのなら分かりますけれども、そうではないのだったら、そうしないと、よく分からないのではないかと思います。

○事務局（竹本局長） 資料1-5の1ページ目は今の計画の記載でございまして、これを少しでも分かりやすくしようとしているのが2枚目です。2枚目の真ん中あたりに3次計画の取組の追加施策とかありますけれども、今35%削減の目標を持っておりませんが、ここに記載があるように、こういう追加的な施策をやって新目標に向かっていきたいというようなイメージを、今の1ページ目の絵に加えるような形で少しでも分かりやすくできればと考えています。これは将来の話なので非常に難しい面があるのですけれども、少しでも分かりやすくイメージできるようにと考えまして、こういう資料とか、3ページ目の資料を試行的に考えていきたいと思っております。

○中津川委員 今のお答えであれば分かりました。要するに、35%より上乗せする分は何かということがここに書かれるのですね。

○藤井部会長 山野井委員の手が挙がっていますので、お願いします。

○山野井専門委員 今の件ですけれども、1ページ目の現行の図があって、2ページのものに追加されるかどうか分からないのですが、非常に似ているので分かりづらいのだと思うのです。

ですから、先ほど説明があった35%のところから、新目標のパーセント削減のところに46という数字が入ると思うのですけれども、差額の分が、どれだけの施策がそれに貢献する目標なのだというところをもう少し強調して書かなければいけないと思います。これだと、ぱっと見て、まともなものに見えてしまうので、その辺だけは注意して書いていただきたいと思います。

○事務局（永井係長） ご意見をありがとうございます。

反映させていきたいと考えております。

○藤井部会長 ほかにご意見はございますか。

○栗田専門委員 1ページ目のところを見て感じたのは、北海道はほかの自治体と随分違うと常々考えているところですが、今後、絶対に人口減少が進んでいって、それぞれの市町村も少しずつ、コンパクトなまちづくりという優しい言い方では済まないような状況になっていくのではないかと思います。

そういったときに、技術面を国が割と書いてあるからということで記載されていますけ

れども、技術面だけでは済まない状況があると思っています。

北海道の特徴として、市町村への働きかけ、合意みたいな、まちをコンパクトにしていくため、どうやって市町村を今後つくっていくかというような、もう少しソフトの働きかけがすごく重要ではないかと感じていたところです。

運輸部門の例があったのですけれども、地域の特徴でモビリティはそれぞれ違うと思うのです。その段階で、条例改正というものも地域によっては必要になってくるのではないかと思いますので、そうしたところも検討の段階で、文言で入れるかどうかは別として、そういったような観点もあるといいと思いました。

○事務局（永井係長） ご意見をありがとうございます。

参考にさせていただきたいと思います。

○藤井部会長 今おっしゃっていた条例というのは、道の条例ですか。

○栗田委員 道の条例です。

○藤井部会長 それであれば、道で対応できますね。

○栗田委員 今、マイクロモビリティが国で話題になっていて、電動キックボードがヘルメットをしなくても運行できるというふうに、つい先日、改正になったのです。限定があるのですけれども、そういった新しい動きもどんどん広がってくると思うのです。国では柔軟に対応できたとしても、国の対応ができていない部分を道の中でどういうふうに条例でできるかという余地もあるといいなと思いました。

○藤井部会長 ご意見をありがとうございます。

小林ユミ委員、お願いします。

○小林（ユ） 専門委員 1 ページ目のところに、今の計画で全体的な絵が書かれているのですけれども、北海道は地域によって主な産業なども異なり、これが全てあるようなところはなかなかないかもしれません。計画の中では、運輸部門とか家庭・業務部門というふうに分けて書かなければならないのかもしれないのですが、産業ごとに将来の脱炭素の絵姿というものが示されると、道民にとってはより身近なイメージを持てるのではないかと思います。そういう示し方はできるのでしょうか。

○事務局（永井係長） いただいたご意見は検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○宮森専門委員 4 ページ目の行動変容を促す効果的な訴求方法について、その中に具体的に載っているのは福岡県の例ということで、北海道の内容とは違うところがあると思いつながりを見ました。

ここに載せる内容については、経産省の「省エネ徹底ガイド」などと書いてありますが、北海道経産局のほうでも北海道のエネルギー事情に応じた内容で掲載されている資料がありますので、それが基本になるかと思います。

例えば、5年前の冷蔵庫を最新型に買換えと載っているのですけれども、実際、5年前

の冷蔵庫を買い換えるかなと感じました。

ただ、比較してみると、細かい省エネ行動と比べて、高効率なものに換えていくことで削減量が随分違ってくるということは理解できるのですが、北海道で一番大きいのは暖房と給湯だと思いますので、北海道の暮らしに合致した内容が掲載されることを期待します。

○事務局（永井係長） ご意見をありがとうございます。

検討したいと思います。

○藤井部会長 確かに5年では買い換えられないかもしれないですね。そこは検討ですね。これは、ランニングコストだけの削減かもしれないし、LCA的に計算しているのか分からないですけれども、いずれにせよご確認をお願いします。

○中津川委員 先ほど出ていた意見ですが、こういう長期的な計画で言うと、今後の地域社会がどうなるかというのは非常に重要なポイントだと思います。

一番分かりやすいのは人口がどんどん減っていくということなのですけれども、そこは一応織り込み済みで、人口に原単位を掛ける形で減らしていくというような考え方をされているということによろしいですか。

あわせて、今は札幌への集中が非常に進んでいますが、地域社会がどういうふうになっていくかみたいな話も、これを想定するのはなかなか難しいと思うのですけれども、どういう社会を目指すとか、その間の交通体系とか、物流をどうするかということのをにらみつつ考えていく必要があるというか、むしろ、こういうシナリオだったらどれだけ減らせるのかとか、決定論的に一つに決まらないと思うのです。そういう考え方をするというのは今の気候変動のシナリオでもそうだと思うし、SSPシナリオといって幾つかのシナリオを考えられていると思うのですけれども、幾つかの選択肢の中でどのぐらい減らせるのかという中で、どういう社会を目指していくかという話も必要だと思います。

先ほどのご質問を聞いてそう感じたのですが、そうは言っても、作業量が膨大なので、どうするかというのは難しいですね。

長期的な見通しを立てるときは地域社会をどうするかという話が結構重要だと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。このまま人口がどんどん一律に減っていくみたいな社会で考えられているのか、その辺はいかがですか。

○事務局（市川課長補佐） 人口減については、国の統計というか、研究所などでも、人口減少はこのような形で進んでいくのではないかという予測等もされておりますので、そういったものを参考にさせていただきながら削減目標にも反映をしております。

あとは、幾つかシナリオをつくってそれをというの、アイデアとしてはおっしゃるとおりかと思えます。ただ、シナリオを幾つかつくってという議論も難しいところがあると思えます。

今、我々の検討の中では、複数シナリオをつくってといった示し方は考えていないのですけれども、こうしたら分かりやすく示していけるのではないかといったアイデアをいただけると幸いです。

○中津川委員 例えば、フランスでは、飛行機をやめて、近距離は全て鉄道に切り替えたりという案を逆に出して、それだったらこのぐらい減らせるとか、そういう設定が現実的に可能なのかどうか分からないですけれども、いろいろな施策を大胆にやることによってこのぐらい減らせるみたいな案を幾つか出すということが可能なのかどうか、時間が限られていますのでなかなか難しいと思うのですけれども、もし可能であれば、定性的な話でもいいので、考えられるといいのではないかと思います。

○事務局（市川課長補佐） 例えば、これがこうなるとこうなりますよというものを示していけるように、考えてみたいかと思います。ありがとうございます。

○事務局（竹本局長） 2050年とか2030年に道だけでこんな社会というのは非常に難しいのですけれども、環境省で地域脱炭素ロードマップというものをつくっておりますし、経産省ではグリーンイノベーションのロードマップもつくっておりますので、そういうものを参考にしながら、イメージしやすいものはそこから引っ張るなりという工夫をしていきたいと思います。また何かアイデアがありましたら、よろしく願いいたします。私どもも、そういうものを探して、なるべく分かりやすいようにするよう考えたいと思います。

○藤井部会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 この件は、引き続き、今まで頂戴したご意見を踏まえて、事務局で検討し、次の部会でも継続してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

ただ、今日いただいた資料で道民が一番どれを見るかといったら、多分、この資料ではないかと思います。普通は、道民からすると、事務局や委員が去年ひいひい言って作り上げたものの苦労は知らないし、1年で見直しかよというのが率直なところだと思います。だから、ある意味、ちょっと無理があるところがあるのではないかと感じています。

しかし、国がそう言った以上、道としても自治体として対応しないといけないというのは分かりますから、今までいただいた率直なご意見を踏まえて、出せるものは積極的に取り入れていただきたいと思います。お願いします。

それでは、次の議題に入ります。

次は、（2）北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについてであります。

引き続き、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（本田課長） 気候変動適応担当課長の本田です。

私から、議事（2）条例の見直しについて、資料2によりご説明させていただきます。

資料の右上にスライド番号を記載しておりますので、それに沿って説明させていただきます。

初めに、スライド3をご覧ください。

環境審議会の親会と、前回までの温対部会でいただいた主なご意見と関連規定などを表にまとめさせていただいております。

次に、スライド4において、本日ご議論いただきたい事項をまとめております。

まず、1としまして、条例見直しの論点全体について3枚のスライドで説明させていただき、幅広いご議論をいただきたいと思っております。

次に、2としまして、特に今回は、各論といたしまして排出量報告制度について、国や他都府県との比較などの分析を踏まえまして、論点のイメージをより具体的に説明させていただきますので、重点的なご議論をいただきたいと思っております。

最後に、3としまして、道民、事業者の方々からの意見聴取の進め方についてご報告させていただきます。

それでは、スライド5によりまして、主な論点と規定の例についてご説明いたします。

ここでは、第1回目の部会でお示した条例見直し検討に当たっての主な論点をより具体的に整理させていただいております。

この表では、左の列の道条例の主な規定の順番に沿いまして、中央列に道の宣言や計画、法改正など、社会情勢の変化を踏まえた主な論点を記載しております。

右の列に、他の自治体の条例などを参考にした規定の例を整理しております。

まず、条例の名称ですが、分かりやすさ、受け入れやすさなどの観点から愛称を規定している例がございます。

次に、条例の前文及び総則ですが、主な論点といたしまして、ゼロカーボン北海道の目的や理念、目指す姿の共有や、地域資源の持続可能な利用と地域の活力向上を図る視点が考えられます。

第8条からの温暖化対策推進計画等についてでございますが、主な論点といたしまして、適用計画の策定を規定することが考えられます。

次に、第12条からの事業活動に関する規定につきましては、後ほど本日の各論で詳しくご説明いたしますが、主な論点といたしまして、排出量報告制度の在り方、データの有効活用、排出量の見える化が考えられます。

次に、スライド6をご覧ください。

自動車使用及びその次の機械器具に関する規定につきましては、道条例では、大規模駐車場におけるアイドリングストップの表示などを現在規定しておりますが、規定の例といたしましてEV充電器の設置表示や次世代自動車の購入推進などが見られます。

次に、建築物の新・増築に関する規定につきましては、主な論点といたしまして、影響が長期にわたる建築物の対策強化が考えられ、規定の例としましては、建築主に再エネの導入や道産木材、地域産木材の使用、それから、建築物の販売事業者による温暖化防止性能の表示と説明などの例がございます。

次に、スライド7をご覧ください。

再生可能エネルギーに関する規定につきましては、主な論点としまして、再エネの最大限の活用が考えられ、規定の例としましては、電気供給事業者による道内での再エネ供給の推進や、電力購入者への再エネ選択の表示、説明の規定などがございます。

次に、森林保全等の規定につきましては、主な論点といたしまして、森林吸収源の最大限の活用が考えられ、規定の例といたしましては、森林保全及び整備、道産木材の利用推進のほか、農地土壌対策や藻場の造成などCO₂吸収源の分野の拡大があります。

次に、ライフスタイル等のその他の規定につきましては、規定の例といたしまして、排出量の見える化、廃プラ、フロン、食品ロスの排出抑制、イノベーションの推進、カーボンオフセットなどの環境と経済の好循環などがございます。

最後に、現条例に規定はございませんが、論点として、適応法の制定を踏まえまして、適応策の推進をどのように規定していくかがございます。

以上、スライド5から7によりまして条例見直しの論点全体を整理しております。

今後、毎回、論点全体をお示しし、ご議論いただくとともに、特定の各論について詳しくご説明しながら、論点のイメージを具体化していくご議論をいただきたいと考えております。

次に、スライド8から14により、本日の各論といたしまして排出量報告制度について詳しく説明させていただきますので、重点的にご議論をいただきたいと思っております。

スライド8をご覧ください。

スライド5の排出量報告制度の各論を再掲しております。

また、下段に条例の条文を抜粋しております。

スライド9をご覧ください。

条例の排出量報告制度の概要でございます。

制度の対象といたしまして、原油換算で年間1,500キロリットル以上など、青い枠の中の三つの区分で大規模な排出事業者を特定事業者と定義いたしまして、排出削減等に関する3年間の計画書や、毎年の実績報告書の提出を義務づけ、知事がそれらを公表する制度となっております。

下段に検討内容を整理しておりますが、この制度の対象といたしましては、道内570社程度があると推計しております。年間平均約370社からの報告を受領しております。

また、二つ目の丸でございますが、国においても同様の事業者を対象とした報告制度を運営しており、その意義について、国の温対計画では、自主的な排出削減の取組の基盤を確立するとともに、排出量情報の見える化による国民、事業者、全般の自主的取組の促進、機運醸成と説明されており、同計画においても、こうした趣旨から報告制度を推進しております。

スライド10をご覧ください。

法と道条例における対象事業者を比較しております。

下段に検討をまとめておりますが、道内の特定事業者は国と道への報告は重複しており、一般の法改正の内容を踏まえ、条例の報告制度の在り方、意義、規模要件、事業分野、報告項目や公表方法等の検討が必要ではないかと考えられます。

スライド11をご覧ください。

今、申しました条例の報告制度の在り方などを検討するため、国と道の制度をより詳しく比較しまして、見直しの個別論点を整理しております。

最初の規模要件につきましては、道は、おおむね国と同様の要件となっております。

個別論点といたしまして、条例において規模要件を広げるべきか、あるいは、中小規模事業者の負担等を考慮して現行のままとするかが考えられます。

次に、報告方法につきまして、国は、新たにデジタル入力化を導入することとしており、道におきましても、現在は、紙や電子ファイル、PDFでの報告を受けておりますが、電子システムへの入力形式とすることで事業者の利便性向上とデータの活用につなげられないかが考えられます。

次に、報告項目につきましては、道では、排出量と削減措置としております。

見直しの論点としましては、国にはない削減目標を加えることで自主的な取組の促進につなげられないか、また、再エネ導入目標や森林吸収源の活用、取組状況を報告項目に加えることで、本道の知識資源の活用とデータの有効活用を促進できないかが考えられます。

なお、ここに記載しておりませんが、先週の一部報道で、国が省エネ法の報告制度の中で、再エネの導入目標の報告を事業者に義務づけるといった検討を来年1月からの通常国会と審議会で議論する予定との記事がありましたので、その動きはしっかりと注視していきたいと考えております。

また、次の報告期限につきましては、道は国と異なっておりますため、国に合わせることで事業者や閲覧者の利便性を向上できないかが考えられます。

次に、二つ下段の公表形式につきまして、道はPDF形式により事業者ごとに公表しておりますが、個別論点といたしまして、検索や分析が可能な形式による情報オープンデータ化が有効ではないかと考えられます。

次に、活用方法ですけれども、国は、ESG投資家、市民団体、地方公共団体が活用できるよう、オープンデータ化に取り組むこととしております。

道は、現行では、事業者の取組のPR等、他の事業者の意識向上を図るため公表制度を取り入れておりますが、個別論点といたしまして、気候変動への貢献だけではなく、事業者の取組意欲を向上していくためには、企業価値の向上につながるような仕組みであることが重要ではないか。また、排出量削減に資するデータ情報を排出事業者にフィードバックすることが削減の取組に向けては有効ではないかと考えられます。

最後に、義務以外の自主的な取組の促進につきまして、国は、特定事業者に関する任意報告制度の報告項目の拡充を検討しております。

道では、特定事業者以外の中小規模の事業者を想定した任意報告できますという規定がございますが、報告事例は少数となっております。

個別論点といたしましては、自主的な取組を広げるためには、中小規模事業者向けの簡易な任意報告の仕組みが有効ではないかと考えられます。

次に、スライド12をご覧ください。

国との比較に続いて、温暖化対策に積極的な他都府県都市との比較により、道の排出量報告制度の論点を分析しております。

青枠内の整理に沿って説明させていただきますと、まず、道の調査では、全国の32都府県が温対条例を制定しており、そのほとんどで排出量報告制度が導入されております。

左側の事業者要件の列をご覧くださいなのですが、他都府県市では、トラックなどの自動車運送事業者について、道よりも、つまり国よりも対象を広く設定しております。

また、報告項目につきましては、表の中央辺りの目標の区分に関する温室効果ガスの削減目標とその右側の列の取組措置の区分に関する森林保全、再エネ利用につきましては、他都府県には導入が見られ、また、再エネ導入目標を規定している事例は見られないところであります。

スライド13をご覧ください。

スライド8から12までの分析を踏まえまして、排出量報告制度の見直しの論点の検討イメージを整理しております。

まず、①の排出量報告制度の意義につきましては、自主的な排出削減の取組の基盤の確立、道民事業者全般の自主的取組の促進、気運醸成、そして、企業価値の向上を図る観点から、排出量報告制度を引き続き推進することを検討すべきではないか。

②の対象事業者の規模要件につきましては、自主的な排出削減の取組を広げるため、報告義務の規模要件を広げるべきか、あるいは、中小規模事業者の負担などを考慮し、現行のままとすべきか、また、中小規模事業者などを対象とする簡易な算出、任意報告制度の導入などの仕組みも検討すべきではないか。

③の事業者の利便性の向上と報告項目の拡充につきましては、事業者の利便性向上の観点から、電子システムへの入力による提出方式とするとともに、自主的な取組と地域資源の活用を一層広げていくため、報告事項に排出量の削減目標、再エネ導入目標や森林吸収源の確保などを加えることを検討すべきではないか。

④のデータの有効活用につきましては、電子システム化と報告項目の充実を図り、オープンデータ化によるESG投資や取組評価での活用の促進や、事業者の意欲向上につながる有効な情報のフィードバックを検討すべきではないか。

これら排出量報告書の見直しの論点の検討イメージを現段階でこのように整理しております。

下段の青枠内に記載しておりますが、今後、事業者からの意見聴取の結果もお示ししながら、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

スライド14では、見直しの論点について、制度化のイメージがしにくいと思われる事項について数字や具体例を整理しておりますので、参考としていただきたいと思います。

次に、スライド15から17につきましては、道民や事業者からの意見聴取についての実施状況などを報告させていただきます。

スライド15では、事業者からの意見聴取の実施概要を表にしております。

条例の規定に関連する事業者を対象に、各業界団体の協力も得ながら12月から1月にかけてアンケートを実施し、その結果も踏まえて、2月には経済団体や脱炭素化により影響を受ける石油・石炭業界との意見交換を行いたいと考えております。

なお、12月に実施することとしております温室効果ガスの排出事業者を対象としたアンケートについては、ゼロカーボン協議会に参加いただいている17団体の協力により、今月16日付で配信いたしまして、回答期限を1月中旬としておりますことから、実施結果を1月の部会で報告させていただきたいと考えております。

スライド17をご覧ください。

若者からの意見聴取を北海道大学と連携し、オンラインにより今月18日に実施いたしましたので、報告いたします。道内の高校生や大学生ら約50名の参加があり、2050年の脱炭素化社会に向けた意見交換が行われました。

詳細については、アンケートを含めて現在取りまとめ中であります。出された意見を幾つか報告させていただきますと、脱炭素の取組効果が分かりにくく行動に移せない、見える化が大切、都市と地方の格差の拡大が不安、地産地消でCO₂削減と地域活性化が可能、再エネなど科学技術の進歩が期待できるが、環境面で課題もあると思う。あるいは、北海道の森を守りたいといったご意見がありました。

下段の青枠内に記載しておりますが、若者の意向も踏まえまして、今後の部会において、当該会議に参加した若者の代表から話し合った結果の報告を受けることも想定しておりますので、詳細は未定ですが、部会長をはじめ、委員の皆様のご了解をいただきたいと思います。

最後に、スライド18をご覧ください。

条例見直しのスケジュールについては、前回お示ししたのから変更ありません。

下段の青枠内に記載しておりますが、今回は、事業者アンケートなどの結果も踏まえながら、全体的な論点及び各論をご議論いただきたいと思います。

また、論点などに関するご質問、ご照会につきましては、メール等で随時ご対応、共有させていただきますので、事務局にご照会をいただければと存じます。

なお、参考資料として、スライド19、22には現行の道条例の概要を、スライド21から23までは、国における排出量報告制度の見直し検討に係る関連資料を添付しております。

説明は以上です。

○藤井部会長 ありがとうございます。

大変盛りだくさんの内容ですが、論点を最初におっしゃっていただいたつくりはよかったと思います。

ご意見をいただく前に、スライド17の若者からの意見聴取について、先ほどのご説明で、代表から話し合った結果の報告を受けることをご了解いただきたいと思います。

ちなみに、この主催が私の所属部局になっていますが、私は全然関与しないので、忌憚

ないご意見をいただければと思います。

若者の代表から報告を受けるということに関して、部会としては差し支えないですか。よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 問題なければ、部会として承認したということでお進めください。

その上で、今の資料について、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

○小林(良)委員 細かいところも含めて何点かあります。

最初は、5ページの総則の第1条から第7条、目的云々から始まって、観光旅行者の協力というところがあります。第6条のところは、観光旅行者等の協力と、「等」になっているのですが、北海道に滞在する方というのは、観光旅行者だけではなくて、ビジネスもかなり多いと思うのです。ですから、「観光旅行者等」でくくらないで、ビジネスのところも明示したほうがいいのではないかと思います。括弧のところを一時的な滞在者の協力として、観光、余暇に加えてビジネスとか出張とか、そういうことも加えるべきではないかと思えます。

2点目は、同じく5ページの一番下の囲みですが、中小規模等への簡易版の算出・任意報告制度の関係ですけれども、基本的には中小企業の皆さんにもぜひやっていただくべきだと思います。そうしないと大きな目標は達成していけないと思います。

ただ、中小企業のところに過度の負担にならないように、簡易版の算出、あるいは、特に任意報告制度の規定は必要ではないかと思えます。一旦、任意の報告としておいて、負担がどの程度か分析した上で、定着度合いを見て義務化していくといった配慮が必要ではないかと思いました。

それから、6ページ目の最初の四角の物流における削減の規定の中でモーダルシフトとあります。私も、モーダルシフトは基本的には賛成です。ただし、恐らく、物流ですからJR貨物等へのモーダルシフトを想定しているのだと思いますが、現状、ダイヤの時刻だとか、トラックのシャーシからコンテナへの切替えとか、他府県ではターミナル駅も減少しているという実態もありますので、こういった面も慎重に検討していく必要があると思えます。

それから、7ページ目の最初の四角ですが、道条例の規定の議論から外れるかもしれませんが、再エネ施設を新設、増設した場合に、法人事業税を軽減するといった再エネ振興優遇税制の検討も必要ではないかと思えます。もし既にあつたら申し訳ありません。

それから、一つ飛んで、家庭での取り組みやすい排出量に関する云々とありますけれども、ここは、家庭もそうですが、小・中・高校の授業で温暖化対策の必要性とか家庭での取組の事例を教育すべきではないかと思えます。これも、既にやっていたら申し訳ありません。

それから、12ページの報告制度の比較のところですが、事務局からご説明がありまし

たとおり、目標のところでは温室効果ガス削減とか再エネ導入の制度が必要だと思いますし、森林保全とか再エネ利用のところでも必要ではないかと思えます。

14ページですが、自主的な排出量報告の取組を広げる例で、病床や店舗の広さ、あるいは所有している車の台数の事例が出ていますけれども、現行の基準から引き下げた場合にどのぐらいの事業者が対象となるのか、その辺が分からないと何とも言いようがないので、ぜひお調べいただくか、教えていただければと思います。

○藤井部会長 大変実践的なご意見をありがとうございます。

事務局、どうですか。

○事務局（本田課長） 何点かご説明させていただきます。

まず初めの観光旅行者等の協力ですけれども、規定によりますと、委員がおっしゃったように、一時的に道内に滞在する者の規定となっております。現行規定では観光旅行者だけではない規定となっております。これも、条文をお示ししたいと思います。

それから、モーダルシフトに関しましては、現行の道の温対計画を踏まえまして、それをどのような形で条例の中に規定していくのかという論点になると思っております。道がこういうふうに進んでいくという形なのか、事業者にもご協力をいただくような形になるのか、そこは、これからの各論でご議論をお願いしたいと思います。

それから、税制につきましては確認いたします。

ただ、条例の中で固定資産税とか税の改正となりますと、かなりハードルが高いものになるのかなと認識しております。

それから、14ページ目の数値につきましては、まさに小林委員がご指摘いただいたとおり、これではどのぐらいの事業者の対象が広がるのかが見えてこないのですけれども、今、我々のほうでもそこを調べようとしております。今回、それが示せなかったのも、対象という形で示させていただいているところです。

○小林（良）委員 学校教育のほうはいかがでしょう。

○事務局（本田課長） 学校教育は、また確認して回答させていただこうかと思えます。

○小林（良）委員 先ほどの第6条の観光旅行者の協力というところは、まさに第6条のところでは観光旅行者などの協力と書いてあるのです。そこがちょっと気になって、観光だけでなくビジネスで来られる方も相当数いるので、ここを変えたほうがいいのではないかとこのように申し上げているのです。

○事務局（本田課長） 分かりました。この条文の概要の説明を括弧書きしているのですけれども、ここの表記を、委員がおっしゃっているような形で、観光旅行者だけというふうにとられない工夫も必要ということで、論点として残していきたいと思えます。

○小林（良）委員 お願いします。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○山野井専門委員 7ページの森林保全等の吸収源対策の規定の一番右側に、森林とか農地とか都市公園も含めてですけれども、そういったもの以外に拡大として藻場の造成など

と書いてあります。

これまで、例えば、私の所属しているような農林水の分野の中で、水の部分がかなり欠如していたという印象を私自身も持っていて、どうしてだろうと思っておりました。

それこそ、海洋のことについては部会長のほうが詳しいと思うのですけれども、その辺について部会長はどのように思われているのでしょうか。

○藤井部会長 私が質問しようと思ったのですが、これは俗にブルーカーボンと言われていて、きちんと政策に使えるものが出てきていないという認識でいます。今まさに私が結構親しくしていただいている方々が大変苦勞してそこを詰めておられるところなので、将来的には、激しい削減をしていくときにそれを考慮すると大分違いますね。

私は、考慮できる見通しが、ここで藻場造成と書くところということにとられるので、それでいいのかということをお伺いしたかったのですけれども、その前に、山野井委員のご質問に対する私の回答はそれでよろしいですか。

○山野井専門委員 はい。私も水産のほうは多少目にはしていますので、いろいろあるのは多少認識があるのですけれども、それでよろしいです。

○藤井部会長 では、事務局の前に、中村委員から何かフォローがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○中村委員 今おっしゃっていたブルーカーボンの件は、少なくとも私が聞いている範囲では、横浜市が既にオフセットの議論をしていると思うのです。ということで、横浜市はたしかブルーカーボンをもうやっているはずですよ。

○藤井部会長 横浜ブルーカーボンと言っているのですが、そういう取組があります。ただ、市としてどうしているのか、まだ追っていないのですが、都道府県レベルに落とせるのか。

○中村委員 取りあえず、それを確認していただければと思います。

私は、別の意見として、適応策が書いてありますね。これまで、現条例に適応策についての規定はなかったということで、これで言うと7ページの最後に書いてあるのですけれども、緩和と両輪で進める適応策の推進をどのように規定していくかということで、今回の再エネ促進区域的な議論とむしろ保全しなくてはいけない区域の議論の中で一番心配されているのは、例えば、適応策の推進を書くだけではなくて、緩和策と適応策がどういう形で調和的に実施されるかということだと思っております。

全国で起こっている例は、皆さんもご存じのように、結果的に緩和策と考えられる再エネを導入することによって、森林が伐採されたり、湿地が変えられたりすることで、結果として適応策のマイナスのほうに振れてしまうというケースが結構あるのです。ということで、ぜひ条例の規定の中に、この二つは常に調和的にならなくてはいけない、片一方のトレードオフを起こしてはいけないと思うので、そこをきちんと書いていただきたいというのが一つです。

それから、13ページに書いていただいたことは非常に分かりやすく、私は感心した

のですけれども、全てこの方向で検討すべきではないかとか書いてある1番から4番については、全てこの方向で検討していくことがよろしいのではないと思いました。

先ほどのご意見の中で、それをどの程度広げるかとか、例えば、報告義務が中小企業さんに増えた場合にどのぐらい手間がかかるのかとか、でも、それも電子入力によってある程度カバーできるのかとか、トータルとしての1番から4番までの見直しの論点も非常にバランスが取れていると思いました。

○藤井部会長 ありがとうございます。

事務局には、山野井専門委員と中村委員の今のコメント、ご質問、ご意見に対して、まとめてご回答いただけますか。

○事務局（本田課長） まず、ブルーカーボン、藻場の関係ですけれども、ここには、規定の例という形で、特に国の温対計画の中にもブルーカーボンという形で記載しておりますので、まず例として記載しています。また、道内にオフセットを実施したという事例を数か月前に見たという記憶もありました。また、現在の温対計画の中には藻場の造成ということは書かれてないと承知しております。

ただ、吸収源対策といたしましては、農地土壌対策というのは我々の現計画にも記載しております。

○藤井部会長 藻場に関しては、Eco-DRRという生態系を利用した減災・防災という観点からすると、そこは適応策にも絡みますし、ただ、そういうことであれば、多分、最初の議題（1）のほうにもブルーカーボンなり藻場造成というのはいずれ入ってくるのかなという認識はあります。

山野井委員は先ほどご了承いただきましたが、中村委員、よろしいですか。

○中村委員 まだ余り算定されていないから算定方法が難しいとかがあるのかもしれないですけれども、基本は、皆さん、やはりきちんとカウントしていくべきではないかというご意見だと思うので、その努力をしていただければと思います。

○藤井部会長 ほかにご質問はありますか。

○栗田専門委員 質問と意見をさせていただきたいのですけれども、まず、6ページ目の一番上のところです。

現在の主な規定は、アイドリングストップと自動車販売業者に対する説明義務なのですが、現在、この状態になっているけれども、これについて、これまでの成果がある程度見られたからもう要らないという判断はあるのでしょうか。

○事務局（本田課長） 主な論点として、ロードマップや国の計画、道の計画を踏まえて、これからの脱炭素に向けてどういった規定にするかというご議論をいただきたいと思っています。

例えば、これからEVの社会になる中で、アイドリングストップということの規定していくのか、それとも、EVの促進、EVの環境性能の説明という方向に行くものなのかというところもご議論いただきたいと思っています。

○栗田委員 実は、アイドリングストップがこんな第一義で来ていたということに私はびっくりしていたのですけれども、分かりました。

右側のEV充電器の設置表示を規定へとなっているのですけれども、EV充電器自体が再生可能エネルギー由来でないと、本当に環境に配慮しているのではないのではないかと考えているのです。そこら辺も、再生可能エネルギー由来のというような文言を付け加えてはどうかと思っておりました。これは提案でした。

次の各論の排出量報告制度についてだったのですけれども、今までこういった制度があったというのはすごく関心を持って拝見していたのですが、これまでは目標がなかったのですね。削減目標を報告するという項目が、以前いただいた資料も見たらなかったと思ひまして、目標がないと、ただ報告するだけでは事業者にとっても相当負担なことだと思ったので、目標も入れるということは大変すばらしいと思います。

事業者の規模で報告させるかというようなお話もありましたけれども、これを拝見していると、これまでも大体年間平均約370者が報告しているということで、約6割なのです。まずは、6割を少しでも上げる、報告事業者さんを増やすというのが最初ではないかと思ひました。

そして、目標を、その上でいろいろな方法、報告のしやすさですとか、公表することによってのメリットとかインセンティブ、公表が例えばランキングになっていて、その事業者に対する市民の評価が高まるのであれば、手法を変えるだけでもナッジのような効果が出てくるのではないかと考えております。

余談ですけれども、たしか全国トラック協会さんで100台未満の事業者さんは99%だということを私は聞いたことがありまして、多分、ほとんどのトラック事業者さんは100台未満だと思うので、100台未満に報告義務をしたら、ほぼ皆さんが報告するような形になるのではないかと思ひました。

○藤井部会長 事務局としてはよろしいですね。

ほかにございますか。

○小林(ユ) 専門委員 まず、5ページ目にある事業活動に関する規定の事業者の再エネの導入量とありますが、これは実際に設備を導入して得たものということなのでしょう。事業者によっては導入が難しい場合もあり、そういったところは、例えばテナントとして入っているビルの電源に対する再エネ比率の報告も認められるのでしょうか。

スライドの6番目にあります機械器具に関する規定、建物の新增築に関する取組は、ほかの自治体の条例でも規定されているように、ぜひ道のほうでも取り入れていってほしいと思っています。

あとは、以前も話したことがあったと思うのですけれども、条例の中では、大規模エネルギー供給事業者に対して、再生可能エネルギーの計画とか達成状況を報告することがあると思いますが、電源の構成のことですとか、道内の再エネ転換のエネルギーの取組状況とか、しっかり書いていただいて、それを公表することができれば、エネルギー事業者、

電力会社などを選ぶときの基準にもなるので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

あとは、分からないところがあるのですが、道の責務、事業者の責務、道民の責務というのがスライド19に出ています。もちろん、事業者とか道民が日常的に温室効果ガスの排出抑制に取り組むというのは重要なのですが、北海道の業務の中で排出しているわけですし、たくさんエネルギーを、例えば電気も購入しているわけなので、そういったところでの温室効果ガスの抑制になるような、電力に対する調達の基準とか入札のときの環境要件に対しても、CO₂排出係数に対して非常に大きな得点を入れていますが、道内の再生可能エネルギーの割合といったところもしっかりと見ていくような規定になればいいなと思っています。

○事務局(本田課長) まず初めのスライド5の規定の例の再エネ導入量に関しましては、排出量の報告の様式の中に、その事業者の再エネの導入量をキロワットで記載する欄を設けられているという事例がございます。記載のない場合もあると思うのですが、事業者を意識を高めてもらうという面もあると思います。

再エネの道の責務的なところにつきましては、第3条以外も、環境配慮の行動の部分であるとか、そういった中で指針的なものとか再エネを促進していくという規定を設けることができるのではないかとということで、論点とさせていただきます。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○中津川委員 スライド17の若者からの意見聴取というのは、非常にいい取組だと思います。1回きりでなくて、続けたほうがいいという気がします。要するに、若者が一番被害を受けるわけですから、その意見をきちんと我々も聞いて、温対計画とか条例に反映させていければいいと思います。

例えば、積極的に、パブコメの期間に若者たちに意見を聞くとか、そういう話もあってもいいのかなという気がしましたので、ぜひこういう取組を大学などと連携してやっていただければと思います。

○藤井部会長 もう時間がないのですが、1点だけ申し上げます。

スライド13です。

先ほどからいろいろご意見が出ていますが、排出量報告の規模要件ですが、確かに、排出量なので温暖化部会マターなのですが、これも先ほどの推進計画と同じで、うちの部会だけで閉じるかどうかというのは甚だ疑問です。つまり、そういうことがどれぐらい事業者の負担になるかというのは、少なくとも私は全く分かりません。

先ほど、そういうところは検証するというご意見をいただいたので、そこでカバーできると思いますけれども、道庁内でそういう関連部局があれば、そこも詰めておられるのでしょうか、改めてご確認をお願いしたいと思います。

それはよろしいですか。

○事務局(本田課長) はい。

○事務局(竹本局長) これは、条例で規定するものですから、やはり慎重にならなけれ

ばいけないと考えておりました、事業者からの意見とか議会の議論も重要だと考えております。もちろん、庁内関係部の意見聴取もやってまいります。

○藤井部会長 ありがとうございました。

この件に関しては、たくさんのご活発なご意見をありがとうございました。

次回の部会でさらに審議を継続したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後にその他ですが、前回の部会で審議しました施策の点検結果報告に関して、事務局から、各委員の皆様には答申案の確認をお願いしていたところですが、この場で何かご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 特になければ、案のとおりで答申といたしたいと思いますので、ご了承願います。どうもありがとうございました。

ほかに事務局から何かございますか。

○事務局(関課長補佐) 事務局から1点、次回部会の日程でございますけれども、現在調整中のため、改めてお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

○藤井部会長 ということです。

あと2回予定されていますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は終了になりますが、何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、本日の議題は全て終了します。

皆様、よいお年をお過ごしください。

マイクを事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局(阿部課長) 藤井部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回地球温暖化対策部会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

以 上